

ベストインシュアランス

金融商品の販売等に関する法律に基づく勧誘方針 「お客様への販売・勧誘にあたって」

当社は「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第1号)」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な金融商品の販売活動に努めます。

1. 法令等を遵守し適切な勧誘を行います

- (1) 保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守します。
- (2) お客様への勧誘を適切に行うために必要な社内の管理態勢を整備するとともに、役職員に対して十分なコンプライアンス教育を行います。
- (3) お客様に関する情報は、当社で定めたプライバシーポリシーに則り、適切な管理・取扱いを行います。

2. お客様のご意向と実情に応じた勧誘に努めます

- (1) お客様の保険商品・サービス等に関する知識、経験、財産の状況および加入目的等を十分に勘案し、お客様のご意向や実情に沿った適切な保険商品・サービス等をご選択いただけるよう努めます。未成年の方、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険については、適正な保険金額が設定されるよう適切な勧誘に努めます。
- (2) 高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合には、複数回の面談やご家族へのご相談、商品説明、申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客様に十分にご理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- (3) 障害者に対する保険販売に際しては、障がいの状態により不当な差別的扱いは行わず、どのような対応を望んでいるか丁寧に把握したうえで、必要かつ合理的な配慮と柔軟な対応を行うよう努めます。
- (4) 外貨建の保険、変額年金保険等、国内外の経済状況や市場の動向に大きく影響される投資性商品については、商品内容、リスク内容、取引に係る手数料をはじめとする費用等について誤解のないよう正確な情報の提供の他、特にお客様の加入目的や金融商品取引に関する知識・経験、財産の状況および商品購入の目的などの確認を踏まえた説明を行い、お客様に最適な商品を選択していただけるよう努めます。
- (5) 保険商品・サービス等のご説明にあたり、お客様と直接対面しない保険商品販売を行う場合も含め、説明内容等を工夫し、お客様に商品内容を十分にご理解いただけるよう努めます。
- (6) お客様のご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に保険商品・サービス等のご案内を行うよう努めます。
- (7) 保険金等の不正取得を防止する観点から適切な保険商品販売を行うよう努めます。

3. お客様にご満足いただけるサービスの提供に努めます

- (1)お客様からのお問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- (2)保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求にあたり適切な助言を行うよう努め、保険金等のお支払いについて迅速かつ適切に処理するよう努めます。
- (3)お客様の様々なご意見を収集し、その後の保険商品販売ならびに、お客様の満足度をより高められるよう努めます。
- (4)お客様に信頼される保険代理店となるためコンサルティング能力の向上に努めます。

4. 重要事項等をご説明します

- (1)保険契約の内容およびご契約に関する重要事項等については、「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」等の書面の交付等により説明を行い、お客様が十分に理解された上でご加入いただくよう努めます。
また、「パンフレット」等の募集資料は、引受保険会社の規定に従った適正なものを使用します。
- (2)保険募集人に対しては、定期的に商品内容、お客様に対して説明すべき事項、説明に際して考慮すべき事項および説明方法等についての研修、勉強会等を行い、お客様に対して十分な説明ができる態勢の強化に努めます。

5. 公金の取扱い

お客様からお預かりする公金については、遅延なく処理を行うとともに、私金とは厳格に区別して取扱います。また、割引・割戻し・立替といった特別の利益の提供はいたしません。

6. お客様に関する情報を適正に取扱います

お客様のプライバシーを保護する観点から、お客様に関する情報は業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取扱いいたします。

以上